

旅行会社各位

徳川美術館

「入館料の現金支払いに対する送客手数料率」について

標記について、平成20年12月1日から「入館料の現金支払いに対する送客手数料」が下記のようになっておりますので、ご了承下さい。

記

1. 手数料の支払い  
入館料について、止むを得ない事情で現金払いを希望される場合は添乗員が同行する場合に限り、事前連絡の上、当館指定の申請書（別添）に記入し、来館日の1週間前までにご提出いただくと、入館料の合計額に対して 5%の送客手数料をお支払いします。  
申請書を指定期日までに受領していない場合、送客手数料の支払は出来ませんので、予め御了承願います。  
また、当館と契約のある旅行会社の観光券でお支払いになった場合は従来通り、10%の手数料をお支払い致しますので、出来る限り観光券でのお支払いをおすすめします。  
なお、観光券契約を希望される場合は本件担当者までお申し出下さい。
2. 実施開始日  
平成20年12月1日
3. 本件の問い合わせ先  
徳川美術館 管理部 担当：鈴木  
電話 052-935-6262 FAX052-935-6261

以上